

別表六(十六)
「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事年	業度	・	・	法人名		
国家戦略特別区域の名称	1							
特定事業の内容	2							
資産区分	種類	3						
	構造、設備の種類又は区分	4						
	細目	5						
	国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた事業実施計画に記載されることとなった年月日	6	・	・	・	・	・	・
	取得年月日	7	・	・	・	・	・	・
	特定事業の用に供した年月日	8	・	・	・	・	・	・
取得価額	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10						
	差引改定取得価額 (9) - (10)	11						
法人税額の特別控除額の計算								
(11)のうち(7)が平成31年3月31日以前であるものに係る額の合計額	12	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	21	円			
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13	「25」欄	国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合					
(11)のうち(7)が平成31年4月1日以後であるものに係る額の合計額	14		① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第2項」 ② 「区分番号」欄：「00507」 ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額					
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	15							
(14)のうち(6)が平成31年3月31日以前であるものに係る額	16		当期税額控除額	23	円			
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	17		((20)と(22)のうち少ない金額)	23				
税額控除限度額の計算	((12)-(13))+((16)-(17))× $\frac{15}{100}$ +((13)+(17))× $\frac{8}{100}$	18	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑩」)	24				
	((14)-(15))-((16)-(17))× $\frac{14}{100}$ +((15)-(17))× $\frac{7}{100}$	19						
税額控除限度額	税額控除限度額 (18)+(19)	20	法人税額の特別控除額 (23)-(24)	25				
機械設備等の概要								